

平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 : 株 式 会 社 C D G
代 表 者 名 : 代 表 取 締 役 社 長 藤 井 勝 典
(JASDAQ コード番号 : 2487)
問 合 せ 先 : 専 務 取 締 役 管 理 部 長 曾 我 部 憲 昭
電 話 番 号 : (0 6) 6 2 8 2 - 0 6 6 2

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 35 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、以下の通り変更を行なうものであります。
 - ① 決済合理化法附則第 6 条 1 項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものと見なされておりますので、当社定款第 7 条(株券の発行)を削除するとともに、単元未満株式に係る株券の規定及び株券喪失登録簿に関する定めについても削除及び修正を行なうものであります。

ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から 1 年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。
 - ② 決済合理化法附則第 2 条により、「株券の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。
 - ③ その他、上記変更に伴う条数の変更を行なうものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～11. (条文省略) (新 設) (新 設) 12. <u>上記各号に付帯する一切の業務</u> 第3条～第6条 (条文省略) <u>(株券の発行)</u> 第7条 <u>当社は、その株式に係る株券を発行する。</u> 第8条 (条文省略) (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 (条文省略) 2 <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u> (単元未満株式についての権利の制限) 第10条 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1.～3. (条文省略) (株主名簿管理人) 第11条 (条文省略) 2 (条文省略) 3. 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 (株式取扱規則) 第12条 当社の株式に関する手続き及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 第13条～第38条 (条文省略) (新 設)</p>	<p>(目的) 第2条 (現行どおり) 1.～11. (現行どおり) 12. 酒類の販売 13. 米穀の販売 14. <u>上記各号に付帯する一切の業務</u> 第3条～第6条 (現行どおり) (削 除) 第7条 (現行どおり) (単元株式数) 第8条 (現行どおり) (削 除) (単元未満株式についての権利の制限) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1.～3. (現行どおり) (株主名簿管理人) 第10条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 (株式取扱規則) 第11条 当社の株式に関する手続きは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 第12条～第37条 (現行どおり) 附則 第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置き、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u> 第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>

3. 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日

平成 21 年 6 月 26 日(金)

定款変更の効力発生日

平成 21 年 6 月 26 日(金)

以 上